

(原子力規制委員会からの指示内容[8月24日付])

1. 実用発電用原子炉施設（廃止措置計画の認可を受けた施設、原子炉を運転することができる期間が満了した施設及び福島第一原子力発電所を除く。）の以下の調査対象機器について、製造方法及び製造メーカーを調査し、その結果を2016年9月2日までに原子力規制委員会に報告すること。

調査対象機器	
沸騰水型原子炉	原子炉圧力容器

2. 1の調査の結果、鍛造鋼の使用が確認された場合は、当該鍛造鋼が規格（JIS等）を上回る炭素濃度領域を含む可能性について評価し、その結果を2016年10月31日までに原子力規制委員会に報告すること。

(原子力規制委員会からの指示内容[9月29日付])

1. 実用発電用原子炉の以下の調査対象機器について、製造方法及び製造メーカーを調査し、その結果を2016年10月31日までに原子力規制委員会に報告すること。

実用発電用原子炉	
福島第一原子力発電所 5・6号機	

調査対象機器	
沸騰水型原子炉	原子炉圧力容器

2. 1.の調査の結果、鍛造鋼の使用が確認された場合は、当該鍛造鋼が規格（JIS等）に定める濃度を上回る炭素濃度領域を含む可能性について評価し、その結果を2016年10月31日までに原子力規制委員会に報告すること。